

社会体育施設のお知らせ

《ふれあい公園パークゴルフ場》は
4月23日(日)オープン予定です！

利用料金 ※町内の小中高生は無料です

区分	大人	高校生	小中学生
1日券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	—	—
シーズン券	6,000円	—	—

※用具代120円(町内の小中高生は無料です)

●シーズン券販売 4月17日(月)~21日(金)

場 所 中央公民館ロビー
(月~金 午前9時~午後4時)

持ち物 顔写真・券代金

※昨年のシーズン券ホルダーの返却をお願いします！

《本岐地区多目的公園パークゴルフ場》は4月28日(金)オープン予定です

《温水プール すいむ》は
5月2日(火)オープンです！

区分	大人	高校生	小中学生 70歳以上
1日券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	2,000円	1,000円
シーズン券	9,000円	6,000円	3,000円

※幼児・町内小中高生・身障者の方は無料です

●シーズン券販売

4月25日~5月1日は中央公民館(月~金、午前9時~午後4時)、5月2日以降は温水プールで販売
持ち物 顔写真・身分証明書・券代金(更新の方は券代金のみ)

※例年5月にオープンしているグレステンスキー場は、
今年は9月2日(土)オープン予定です！(土・日・祝日のみ)

※各施設の共通事項として、新型コロナウイルス感染状況等により開設期間が変更になる場合がありますので予めご了承願います。変更がある場合はその都度、町ホームページ等でお知らせします。



利用期間 4月23日(日)~10月31日(火)
※気象状況等により変更になる場合があります。
利用時間 4月~5月：午前8時~午後7時
6月~8月：午前7時~午後7時
9月：午前7時~午後6時
10月：午前8時~午後5時
定休日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)
※4月25日・10月31日は営業します。

利用期間 5月2日(火)~10月31日(火)
利用時間 平日 午前10時~午後8時30分
(午前11時50分~午後1時、
午後4時50分~午後6時は休憩時間)
土・日・祝日 午前10時~午後5時
(午前11時50分~午後1時は休憩時間)
休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)

《今年のすいむ無料開放日》 7月17日(海の日)
5月2日(プール開き) 9月18日(敬老の日)
5月5日(子どもの日) 10月9日(スポーツの日)
6月27日(オープン記念日) 10月31日(プール納め)

お知らせ

令和5年春の火災予防
運動が実施されます

4月20日(木)から4月30日(日)までの11日間、全道一斉に春の火災予防運動が実施されます。

『お出かけは マスク戸締り火の用心』

春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。小さな火が大きな火災につながりますので、火の取り扱いには注意しましょう。

また、期間中には次の行事を実施します。

サイレン吹鳴

4月20日(木)~4月26日(水)
午後7時に20秒間

町内・町外巡回広報

4月20日(木)~4月30日(日)
車両による防火呼び掛け
4月22日(土) 午前10時

防火教室

期間中に随時実施します。

「火の用心」のポイント

●家のまわりに燃えやすい物を置かない

- 寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
- 天ぷらを揚げる時はその場を離れない
- 電気器具は正しく使い、タコ足配線はしない
- ストーブには燃えやすい物を近づけない

●お問い合わせ先
津別消防署グループ
☎76-2189

議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。定例会の模様は会議終了後、1週間前後で配信する予定です。町ホームページにアクセスしてご覧ください。

お問い合わせ先
議会事務局
☎77-8393



意図しない通報にご注意！

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

iPhone (14以降)・Apple watch8 をお持ちの方へ

iPhone (14以降)・Apple watch8 には「衝突事故検出」の機能が搭載されており、衝撃を検知すると自動で119番に通報されます。

救急車の必要がないときに、機能が作動して自動通報された場合は、電話を切らずに「間違えた」とお伝えください。また、消防から折り返し電話することがありますので、必ず電話に出て救急車や消防車が必要かどうかをお伝えください。※詳しくは、QRコードからご確認ください(総務省消防庁ホームページ)。

iPhone (14以降)・Apple watch8 の設定を確認するには？

- ①設定を開きます
- ②「緊急 SOS」をタップします。
- ③「激しい衝突事故発生後に電話」のスイッチの状態で機能がオンかオフかを確認できます。
※初期設定では、オンになっています。



税 確定申告が間違っていたときは

確定申告の内容で誤りがあった場合、それを訂正することができます。
『税額を多く申告していたとき』
『更正の請求』をして、正しい税額への訂正を求めることができます。この手続きは、所得税確定申告提出期限から5年以内です。

『税額を少なく申告していたとき』
『修正申告』をして正しい税額に修正することになります。修正申告によって新たに納める税額には、過少申告加算税および延滞税が賦課される場合があります。
また、税務署の調査を受けたあとで修正申告をしたり、税務署から税額の更正を受けた場合には、自主的に修正申告をした場合に比べ高い加算税率を適用されることがあります。

【確定申告を忘れていたとき】

確定申告を忘れていたときは直ちに申告をしてください。確定申告期限後の申告には、無申告加算税および延滞税が賦課される場合があります。

【確定申告の必要がなくても】

年金収入(400万円以下)のみの方は、確定申告の義務はありませんが、住民税申告をした方がいい場合があります。また、無収入の方でも住民税申告をしない場合、国民健康保険税等が高くなるケースもあります。申告が必要かわからない場合は、お気軽に税務収納係までご相談ください。